

徳島県警察学校射撃場使用規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、徳島県警察学校射撃場(以下「射撃場」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用責任者)

第2条 徳島県警察本部に使用責任者を置く。

2 使用責任者は、警務部教養課長をあてるものとする。

(使用責任者の任務)

第3条 使用責任者は、射撃場の使用について、事故防止の責に任ずるものとする。

(訓練担当者)

第4条 使用責任者は、警務部教養課および警察学校所属職員の中から、訓練担当者を命ずるものとする。

(訓練担当者の任務)

第5条 訓練担当者は、使用責任者を補佐して、射撃訓練の指導にあたるものとする。

(射撃場の使用)

第6条 射撃場を使用するときは、使用責任者の承認を受けなければならない。

2 射撃訓練にあつては、訓練担当者の指揮を受けなければならない。

附 則

1 この訓令は、昭和48年6月1日から施行する。

2 徳島県警察射撃場管理及び使用規程(昭和25年徳島県警察本部訓令第4号)は、廃止する。